

建設工事の入札参加資格登録をされている皆様へ

令和4年4月15日  
南丹市 総務部 監理課

## 建設業者の社会保険等加入対策の更なる取組強化について

### ～法定福利費を明示した請負代金内訳書の提出を義務化・全下請人を社会保険等加入業者に限定～

南丹市では、法定福利費を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境を構築するとともに、建設産業の持続的な発展に必要な人材確保等の観点から、本市が発注する建設工事において、法定福利費を適切に負担する建設業者を契約の相手方とするため、令和3年4月1日以降、一部の案件を除き取組んできましたが、今後、より一層促進を図るため適用範囲を広げ、社会保険等への取組を強化していくこととしましたので、お知らせします。

### 1. 主な改正内容

- ① これまで適用除外としてきた建築一式工事・水道施設工事についても適用とし、市発注工事の受注者（元請）に対し、契約締結時に、当該工事に係る法定福利費を明示した「請負代金内訳書」の提出を求める全ての工事
- ② 社会保険等に未加入である建設業許可業者<sup>※1</sup>が下請負人になることを全面的に禁止<sup>※2</sup>

※1 「建設許可業者」とは、建設業法第2条第3項に規定する建設業者をいいます。

※2 関係法令により適用除外とされている場合は、未加入として扱いません。

### 2. 適用時期

令和4年5月1日以降に入札公告及び指名通知等を行う全ての案件から適用する。

### 3. 留意事項

- ① 請負代金内訳書の記入例は別添のとおりです。  
なお、請負代金内訳書に明示する法定福利費の計算方法は、国土交通省の資料（請負代金内訳書への法定福利費の明示）をご確認ください。
- ② 一次下請負人については、特別な事情がなく社会保険等に未加入であると判明した場合や、特別な事情があると発注者が認められたが、発注者の指定する期間内<sup>※3</sup>に加入が確認できる資料を提出できない場合は、契約違反として、受注者に対し、指名停止や成績評定の減点を行います。  
二次以下の下請負人については、特別な事情がなく、かつ、発注者の指定する期間内<sup>※3</sup>に加入が確認できる資料を提出できない場合は、契約違反として、受注者に対し、指名停止や成績評定の減点<sup>※4</sup>を行います。

※3 原則30日以内。加入指導が適切に行われていると発注者が判断できた場合は、二次：60日以内、三次：90日以内まで延期可能。ただし、受注者と南丹市の契約期間内。

※4 二次以下の下請負人に係る契約違反に対する受注者への指名停止及び成績評定の減点については、特に悪質と判断されるものとし、令和4年4月1日以降に公告する案件から適用を開始。